意見書案第20号

鉄軌道駅における国が目指す移動等円滑化の目標の促進及び基準の緩和を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月13日

取手市議会議長 佐藤 清殿

提出者	取手市議会議員	落	合	信太郎	
IJ	II.	齌	藤	久	代
IJ	II	阿	部	洋	子
IJ	IJ	染	谷	和	博

鉄軌道駅は、誰もが安心して利用できるよう整備することが、今後さらに進む高齢化や本年4月、 障害者差別解消法の施行から、ますます必要なものとなる。

また、妊産婦の方々やベビーカーを押して子育てに奮闘する方々など、あらゆる人が活力ある日常生活を送り、社会活動に参加できる「ユニバーサル社会」の実現が強く求められている。特に、公共交通の機関の骨格をなす鉄軌道駅は、国民生活にとって大変重要な社会基盤であり、そのバリアフリー化の推進は社会的にも急務の課題である。

国土交通省は移動等円滑化の目標として、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用を確保するため、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めている。一日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅に関しては、平成32年度までに原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者の転落を防止するための設備の整備等の移動等円滑化を実施とあり、この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限り整備を行う。としている。

また、移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成23年3月31日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号)の中では、一日当たりの平均的な利用者数が3,000人未満の鉄軌道駅についても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえ、可能な限り実施となってはいるものの、その実現には時間を要する現状もある。

当市においても、関東鉄道常総線「西取手駅」は、駅ホームが高所に位置し、38段の階段を昇降 しなければ利用できない。当駅は、一日の乗降客が約2,500人と、現在の補助基準からは外れてし まう現実もある。

よって、取手市議会は、「ユニバーサル社会」の早期実現のため、鉄軌道駅における国が目指す移動等円滑化の目標の促進及び基準の緩和を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月 日

茨城県取手市議会

提出先内閣総理大臣、国土交通大臣、財務大臣